保 発 0331第 9号 平成 26年 3月 31日

地 方 厚 生 (支) 局 長 殿 都 道 府 県 知 事

厚生労働省保険局長(公印省略)

「治療用装具の療養費支給基準について」の一部改正について

治療用装具の療養費支給基準については、昭和36年7月24日保発第54号により取り扱われているところであるが、今般、「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第528号)の改正が、平成26年4月1日より適用されることから、「治療用装具の療養費支給基準について」(昭和36年7月24日付保発第54号通知)の一部を下記のとおり改正し、同日より適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

1を次のように改める。

療養費として支給する額については、障害者総合支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 23 項及び第 76 条第 2 項の規定に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 528 号)別表1購入基準中に定められた装具の価格の 100 分の 104.8 に相当する額を基準として算定する。

〇治療用装具の療養費支給基準について 新旧対照表

新	旧
治療用装具の療養費支給基準について	治療用装具の療養費支給基準について
1. 療養費として支給する額については、障害者総合支援法(平成17年法律第123号)第5条第 <u>23</u> 項及び第76条第2項の規定に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準(平成18年厚生労働省告示第528号)別表1購入基準中に定められた装具の価格の100分の <u>104.8</u> に相当する額を基準として算定する。 2. (略)	1. 療養費として支給する額については、障害者 <u>自立</u> 支援法(平成17年法律第123号)第5条第 <u>19</u> 項及び第76条第2項の規定に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準(平成18年厚生労働省告示第528号)別表1購入基準中に定められた装具の価格の100分の <u>103</u> に相当する額を基準として算定する。 2. (略)